

「経済財政運営と改革の基本方針2022」について（抄）

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

資料 8 - 1

令和 4 年 6 月 7 日
閣 議 決 定

第 4 章 中長期の経済財政運営

4. 国と地方の新たな役割分担

（前略）

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

（後略）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」及び 「デジタル田園都市国家構想基本方針」について

本日、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定された。

新しい資本主義の重要な柱の一つとして位置付けられたデジタル田園都市国家構想については、地方から全国へのボトムアップの成長を目指し、デジタルの力によらない従来の地方創生の取組を引き続き推進するとともに、地方においてこそデジタル技術を活用し社会課題の解決を図る必要があるものと示されたことを高く評価する。

特に、国が主導して本構想を支えるデジタル基盤の整備を積極的に推進するとされたことや、「デジタル推進人材」の育成目標が示されたこと等を評価し、未整備地域が残る離島や山間地における光ファイバの整備促進とユニバーサルサービス制度の早期実現、都市部だけでなく全国津々浦々での 5G の早期整備や、地方における人材の育成・確保と都市部からの人材還流を進めていただくことを期待する。あわせて、交通ネットワークを始めとした地域の生活を支える社会インフラについて、国として最低限保障すべき水準を議論し、今後策定される「デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」に盛り込んでいただくことを期待する。

また、財政的支援として、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、地方の活性化に向けた取組を安定的、継続的に支援するとともに、用途拡大の検討や運用改善を行うとされたことを評価する。今後とも、デジタルを活用した取組への支援も含め、総額の拡大及び地方公共団体が更に使いやすい仕組みへの改善を進めることを期待する。

国と地方の新たな役割分担について、計画策定の見直しが掲げられたことは全国知事会の提言を実現する英断であり、高く評価する。なお、その実効性を図るため、現在は計画等の作成を通じて財政措置を行っている各政策に関して必要な財源保障を行うとともに、今後、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定や通知は原則として新たに設けないこととされたい。

全国知事会としても、国と一体となって、コロナ禍を克服し、地方部と都市部が共に輝く「デジタル田園都市国家構想」の推進に向けて全力を尽くしてまいりたい。

令和 4 年 6 月 7 日

全国知事会	会長 鳥取県知事 平井 伸治
全国知事会	コロナを乗り越える新たな地方創生 ・日本創造本部長 和歌山県知事 仁坂 吉伸
全国知事会	デジタル社会推進本部長 山口県知事 村岡 嗣政
全国知事会	地方分権推進特別委員長 広島県知事 湯崎 英彦

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について（会長談話）

本日、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」が閣議決定されました。

このたびの方針では、岸田首相が提唱する「新しい資本主義」に向けた改革として、「人への投資と分配」「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」などが打ち出されました。

特に、デジタル推進人材を 2026 年度末までに 230 万人育成する取組が示されたことを評価します。今後、国と自治体間や自治体相互における人材をシェアするための流動性の高い基盤を整備するとともに、人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みを充実させていただくことを期待します。

また、指定都市市長会が計画策定等の義務付け・枠付けの原則廃止等の提言を行ったところ、計画等の策定の義務付け・枠付けは必要最小限のものとし、できる限り新設しない旨を盛り込んでいただいたことを高く評価いたします。地方の自主性及び自立性を尊重していただき、既存の義務付け・枠付けについても見直しを検討させていただくことを期待します。

指定都市は圏域の経済活動の中心であり、感染症対応の最前線となる保健所や地方衛生研究所、高度医療機関を有するにもかかわらず、感染症対策に関する指定都市市長の権限は依然として極めて限定的となっています。国・地方間、大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方の検討を進めていただくにあたっては、指定都市が地域の実情に応じ、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるよう、感染症対策に関する都道府県の権限を希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲することを要望します。

地方創生をより一層推し進めていくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要です。今後も、地方自治体の一般財源総額の必要な水準の確保や、事務・権限と税財源の移譲をお願いいたします。

指定都市市長会は、国や地方六団体と緊密に連携して、ポストコロナに向けた圏域全体の活性化を実現し、活力あふれる未来を拓くため、しっかりと役割を果たしていきます。

令和 4 年 6 月 7 日
指定都市市長会会長

久元 喜造